



神奈川県犯罪被害者等支援

～中間検証報告資料～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和8年9月3日

神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所

- I 支援制度の概要・・・・・・・・・・P2
- II 令和6年度以降の新たな取組・・・P11
- III 取組の実施状況・・・・・・・・・・P21
- IV 今後の検討委員会スケジュール・・・P31

I 支援制度の概要



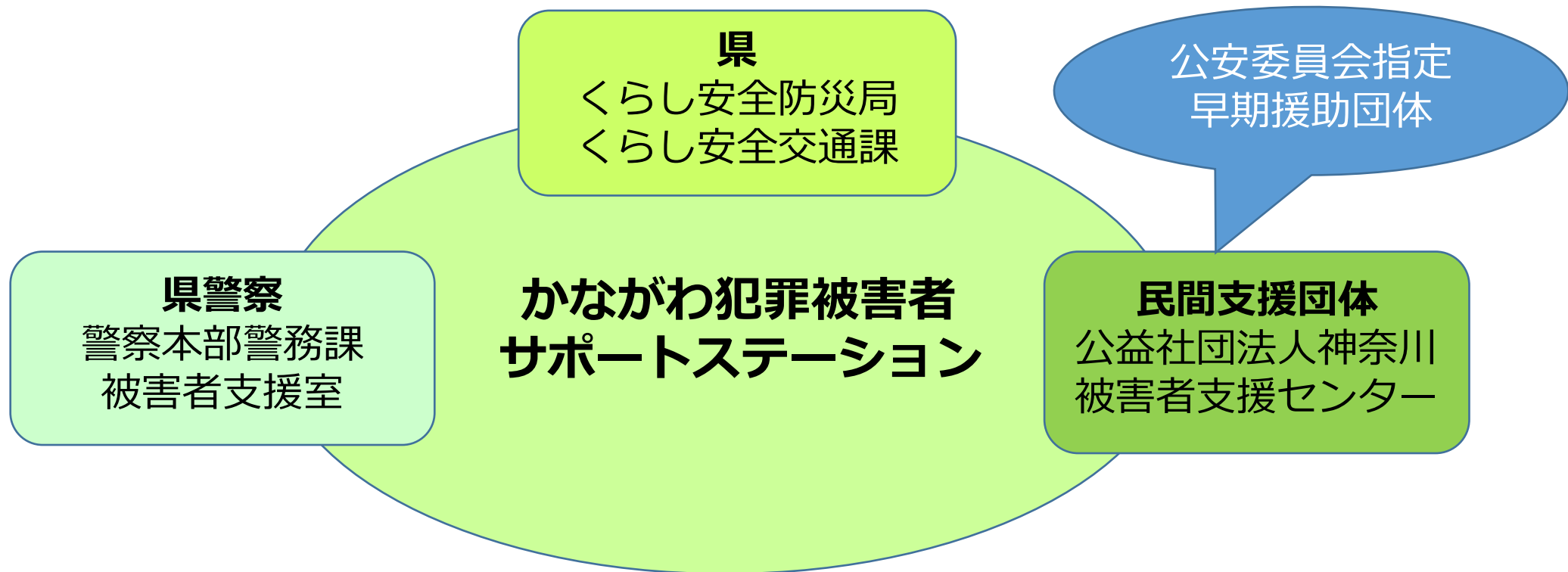
犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

本県における2つの相談・支援体制

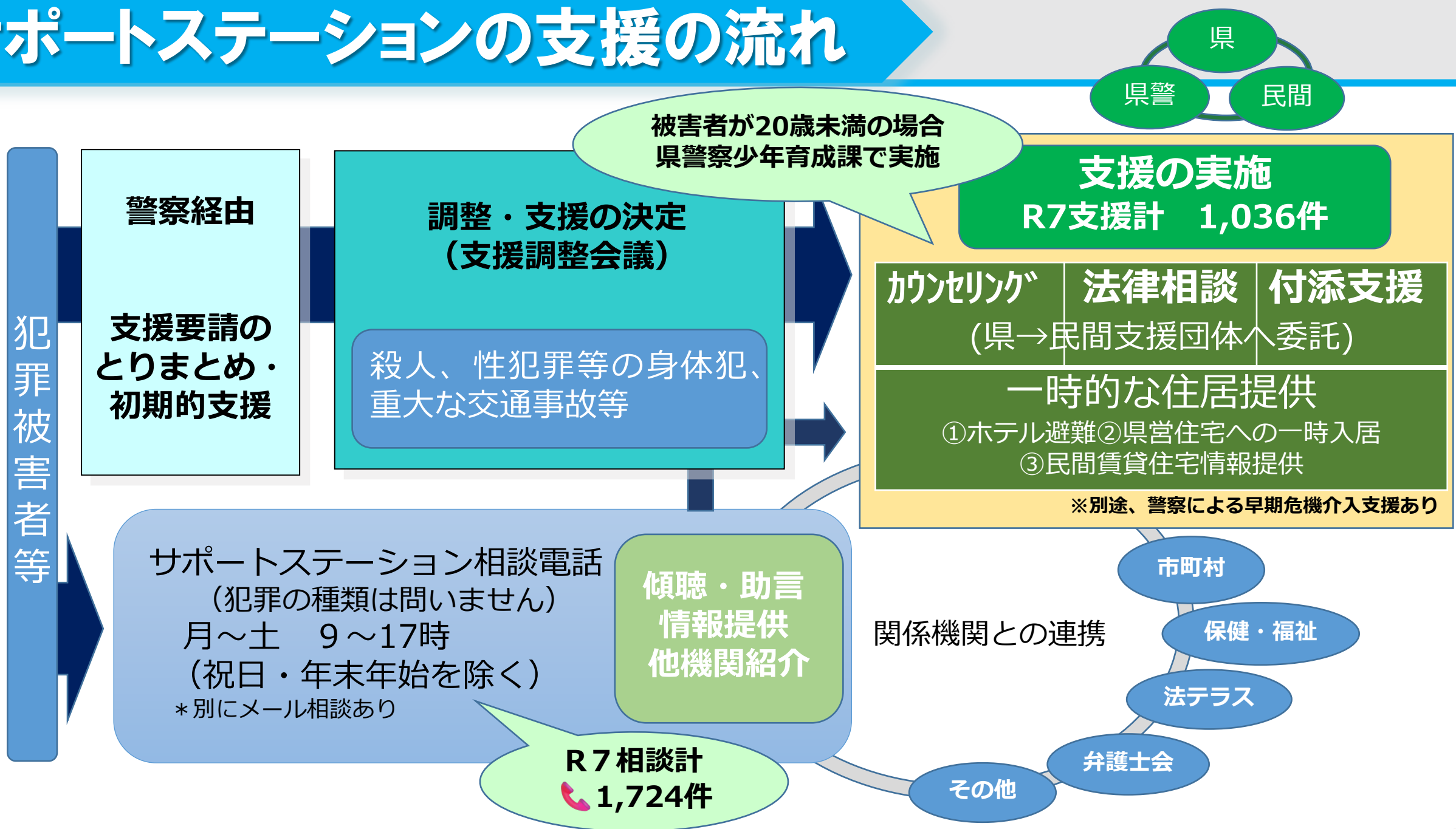
	かながわ犯罪被害者サポートステーション (以下「サポートステーション」)	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター (以下「かならいん」) 
	 相互連携	
運営主体	県、県警察、神奈川被害者支援センターの3者で一体的に運営	県
支援対象	警察に被害を申告 した以下の罪種の被害者 ・身体犯（殺人、傷害（全治1か月以上）） ・不同意性交等罪、不同意わいせつ罪等 ・交通事故（死亡又は全治3か月以上）	警察に未届 の不同意性交等罪、不同意わいせつ罪相当の被害を受けた方 （警察への相談を躊躇している方等） AV出演被害者
支援内容	・医療支援（県警察制度を利用） ・法律相談 ・カウンセリング ・付添支援 ・住居支援	・医療支援 ・法律相談 ・カウンセリング ・付添支援 ・面接相談

サポートステーションの概要

- 平成21年 6 月開設
- 本県における犯罪被害者等支援の中核となる支援体制
- 県・県警察・民間支援団体の三者が、初期的な対応から中長期的な支援まで一体的に行う



サポートステーションの支援の流れ



かならいんの概要



- 平成29年 8 月開設
- 警察に未届の性犯罪・性暴力の被害者に対する支援体制
- 県が、**24時間365日**ワンストップで必要な支援を提供



神奈川県

性的な被害、
ひとりで
悩んでいませんか？

服を
脱がされた

水着で隠れる部分
(プライベートゾーン)を
触られた

飲み物に薬を入れられ
気づいたら
性行為をされていた

いやなのに
抱きつかれた

下着姿や裸の写真
動画を撮られた
送るように
要求された

あなたは何も悪くありません。24時間365日相談を受け付けています。

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
はやくワンストップ

かならいん 通話 無料 ☎ #8891 または ☎ 045-322-7379

かならいんの支援の流れ



📞 24時間
365日

相談受付

R 7 相談計
2,957件

LINE相談
毎週火・木・金・日

警察相談の
勧め

支援必要性の
判断

支援の実施

R 7 支援計574回

面接相談
医療機関の受診
カウンセリング
法律相談
付添支援

心情に配慮して
からだのケアを最優先
協力医療機関 63 か所
(産科婦人科医会との協定)

核となる産婦人科医療

①	緊急医療	緊急避妊ピル 処方 (72h)
②	継続医療	性感染症検査
③	証拠採取 等	R4.10開始(1か所) 平日・日中実施 R8.2から 4 か所

犯罪被害者等への理解促進の取組①

「犯罪被害者等支援キャンペーン」開催

■ 概要：国の定める犯罪被害者週間（11.25～12.1）に合わせて、県民に対する犯罪被害者等への理解促進及び被害者支援の機運醸成のため開催

※令和8年度からは犯罪被害者月間中（11.1～12.1）に開催

昨年度の様子



犯罪被害者等への理解促進の取組②

犯罪被害者等理解促進講座

- **概要**：県民等に対して、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみ、支援の必要性についての理解を促進させるため、様々な機関と連携して講座を開催
- **講座**：①学校、団体等と協働した理解促進講座（教育委員会、高等学校等主催）
②市町村と協働した理解促進講座（県内市町村主催）
③県職員等に向けた普及啓発（県主催、トラウマインフォームドケア研修等）

昨年度の様子



神奈川県南足柄市 犯罪被害者支援

犯罪被害者等理解促進講座

聴いて寄り添う

開催日 11月30日(日) 13:30～

場 所 南足柄市女性センター
(関本591番地1 ヴェルミ3 3階)

費 用 無料

犯罪被害者等を支える人材育成

ボランティア養成講座の開催・ボランティアの登録

- 概要：県等が行うイベントに参加し、普及啓発活動に従事する「普及啓発ボランティア」、被害者等が、警察庁、裁判所等に行く際の付き添い等に従事する「直接支援ボランティア」を養成するための講座を開催

昨年度の様子



II 令和6年度以降の新たな取組



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

計画策定に伴う新たな取組①

「第4期 神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」策定(R6.3)

新たな取組		概 要
犯罪被害者等見舞金 (令和6年4月～)		犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族及び重傷病を負った被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた被害者等、深刻な犯罪被害を受けた方を対象とした見舞金制度を創設
市町村の取組支援	①市町村犯罪被害者等日常生活支援事業補助金 (令和6年4月～)	日常生活を送ることが困難になった犯罪被害者等を支援するために、住民に身近な市町村が実施する家事や育児などの日常生活支援に対する補助制度を創設
	②市町村支援専門コーディネーター配置 (令和6年4月～)	県に、市町村からの相談に対応し、助言や調整を行うコーディネーターを新たに配置し、市町村による犯罪被害者等支援の取組への支援体制を強化

計画策定に伴う新たな取組②

「第4期 神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」策定(R6.3)

新たな取組	概 要
「かながわ性被害相談LINE」開設 (かならいん) (令和6年7月～)	弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害にあう事案が後を絶たないことから、子ども・若者など、より幅広い層からの相談を受け入れやすくするため、「かながわ性被害相談LINE」を開設 
子どもの性被害に対する医療支援 (かならいん) (令和8年4月～)	県立こども医療センターと連携し、子どもの性被害の医療支援を充実させるため、系統的全身診察を含めた医療支援を実施 
「トラウマインフォームドケア研修会」開催 (令和7年度～)	神奈川県内市町村などの犯罪被害者等支援に関わる人を対象に、犯罪被害者やその家族・遺族及びこれらの方を支援する支援者が感じるトラウマについて理解を深めるため開催

犯罪被害者等見舞金制度

■対象：令和6年4月1日以降に日本国内で行われた人の生命、又は身体を害する罪に
当たる行為

※正当行為、正当防衛及び過失による行為は除く

※「過失」がつく罪種は対象外（過失運転致死傷、重過失致死等）

■期限：犯罪被害を知った日から2年以内かつ犯罪被害が発生した日から7年以内

種類	対象者	給付額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した方の県内在住のご遺族	70万円
重傷病見舞金	犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する(疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上 労務に服する(通学する) ことができない) と医師に診断された県内在住の犯罪被害者	40万円
転居見舞金	自宅等での犯罪行為による被害により、転居を余儀なくされた県内在住の犯罪被害者等	20万円

市町村の取組支援

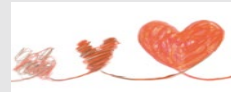
①市町村犯罪被害者等日常生活支援補助金

- 概要：日常生活を送ることが困難になった犯罪被害者等を支援するために、住民に身近な市町村が実施する家事や育児などの日常生活支援に対する補助制度を創設
- 設置：令和6年4月
- 補助：上限額10万／事案、補助率1 / 3

②市町村支援専門コーディネーターの配置

- 概要：市町村への助言や調整等を行うコーディネーターを設置
- 設置：令和6年4月
- 役割：
 - ・市町村の総合的対応窓口の機能強化や条例制定に向けた支援
 - ・市町村職員を対象とした研修の実施
 - ・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」改訂（令和8年2月）
 - 👉 被害者等支援へ適切に対応できるようなポイントや関係機関の支援や連絡先をまとめた内容
 - ・「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」作成（令和6年8月）
 - 👉 市町村に対して、特化条例の制定手法や支援メニューの検討する際にガイドライン

かながわ性被害相談LINEの開設(かならいん)



- **概要**：弱い立場に置かれた子ども・若者が性犯罪被害にあう事案が後を絶たないため「かながわ性被害相談LINE」を開設
- **設置**：令和6年7月
- **対象**：性犯罪・性暴力の被害者等（年齢・性別不問、保護者等も含む）
- **相談**：週4回（火、木、金、日）、16時～21時（5時間）



子どもの性被害に対する医療支援(かならいん)



■概要：かならいんの子どもの性被害の医療支援を充実させるため、「県立こども医療センター」と連携し、**系統的全身診察※**を含めた医療支援を実施

※系統的全身診察：性被害等を受けたと疑われる子どもに対し、専門性を有した医師が、性器など直接傷つけられているおそれのある部位だけではなく、頭からつま先までの全身を、子どもに丁寧に問診しながら診察する方法

■開始：令和8年度



地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

神奈川県立

こども医療センター

Kanagawa Children's Medical Center



犯罪被害者等への理解促進の取組

「トラウマインフォームドケア研修会」開催

概要：犯罪被害者等支援に関わる関係者（県、県警察、（公社）神奈川被害者支援センター、横浜地方検察庁、県弁護士会、県内市町村等）を対象に、トラウマについて理解を深めるため開催

※令和8年度から広く県民も募集

開始：令和7年度

昨年度の様子



条例の一部改正

「神奈川県犯罪被害者等支援条例」一部改正(R7.10)

改正趣旨 教育活動現場における犯罪被害者等への支援を明確にするため、児童等に対する配慮に係る規定を定めるなど、
所要の改正を行った。

主な改正

①児童等及び学校設置者等の定義規定の新設

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(略)
(8) 児童等 次に掲げる者をいう。
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（次号において「学校」という。）に在籍する幼児、児童又は生徒
イ 18歳未満の者（アに該当する者を除く。）
(9) 学校設置者等 学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を設置する者及び同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の児童等に対して教育、保育、技芸又は知識の教授等を行う事業を行う者をいう。

②児童等に対する犯罪被害者等支援の明確化

(児童等に対する配慮)
第16条 県は、学校設置者等と連携し、犯罪被害者等である児童等が安心して教育を受け、日常生活を送ることができるようにするために、当該児童等の年齢、発達程度及び置かれている状況に応じた十分な配慮が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
(県民の理解の増進)
第19条 (略)
2 県は、学校設置者等と連携し、児童等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についてその年齢及び発達程度に応じ理解を深めるための教育、活動等が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

条例改正に伴う新たな取組

「教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブック」作成

- 👉 性暴力に限らず、いじめ・非行等も含め幅広い内容を掲載
- 👉 県内全ての小学校、中学校、高等学校等へ配付

性暴力被害に関する子ども向け普及啓発リーフレット作成

- 👉 県内の小学4～6年生の全児童へ配付
- ※ 令和8年度は小学4年生に配付

教員向け研修の実施

- 👉 国公立・私立問わず、教職員を対象とした学校における犯罪被害者等対応に係る研修を実施



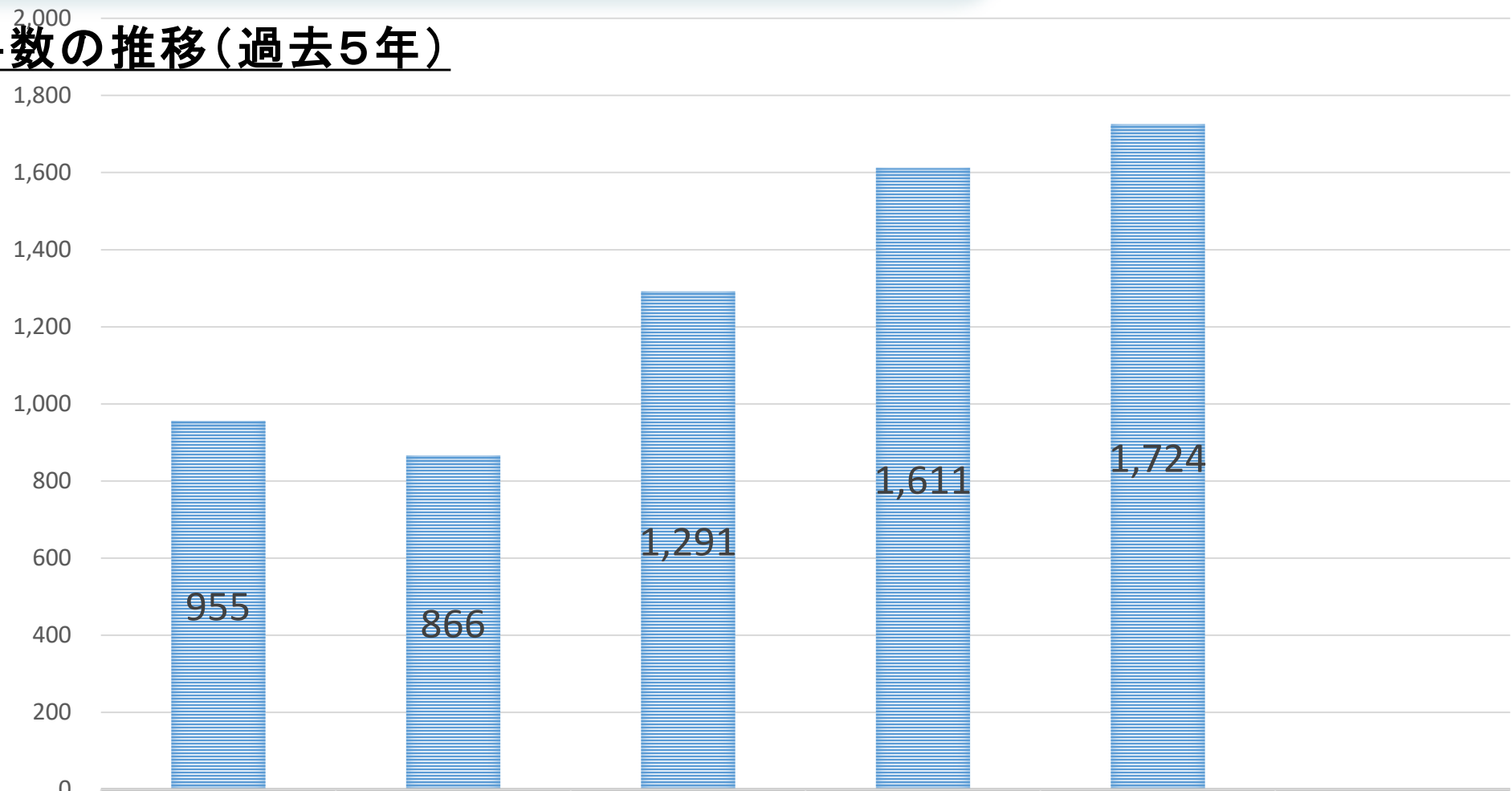
Ⅲ 取組の実施状況



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

相談件数実績(サポートステーション)

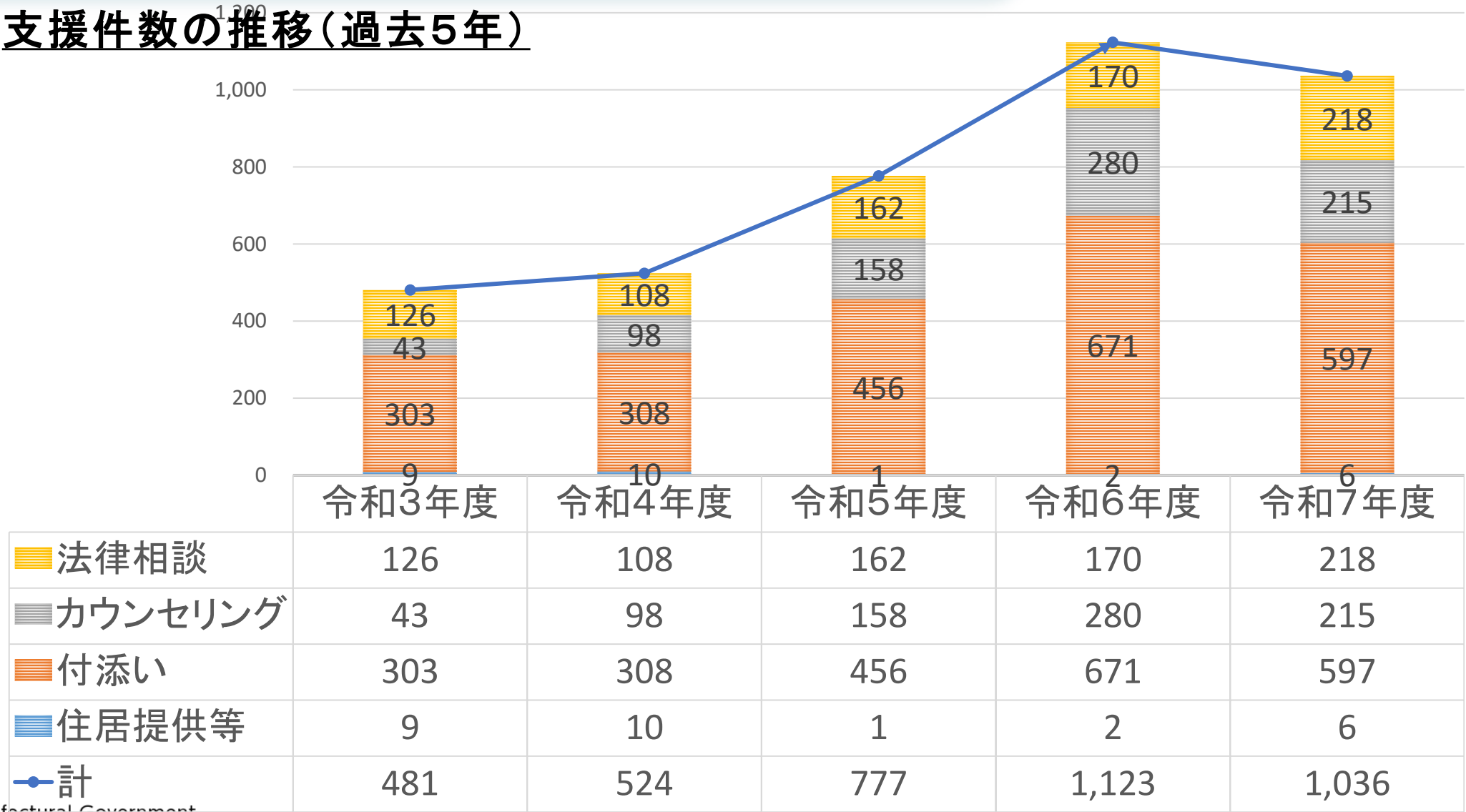
相談件数の推移(過去5年)



■ 相談件数

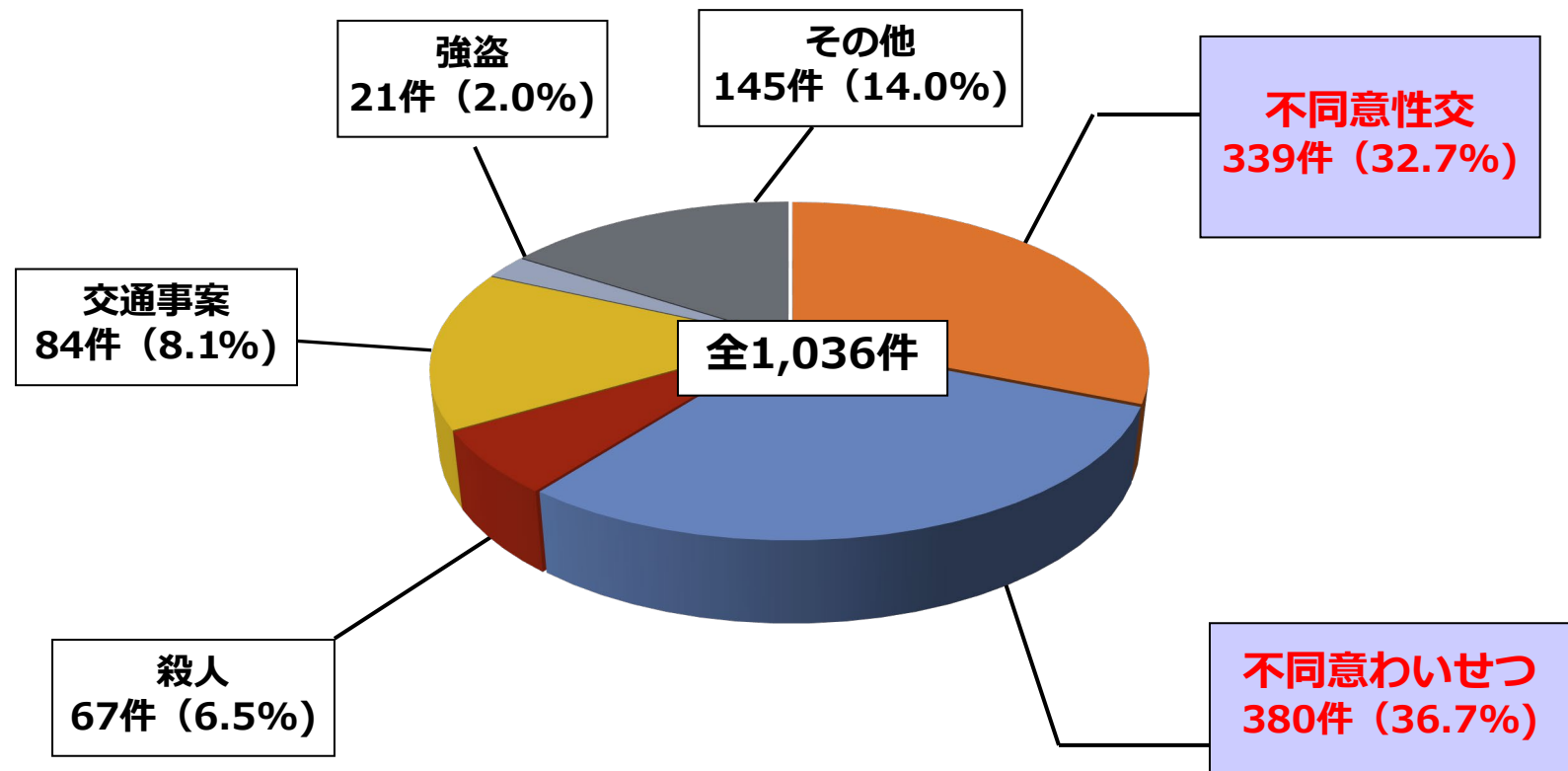
支援件数実績(サポートステーション)

支援件数の推移(過去5年)



罪種別支援割合(サポートステーション)

被害の罪種別の支援割合(令和7年度)

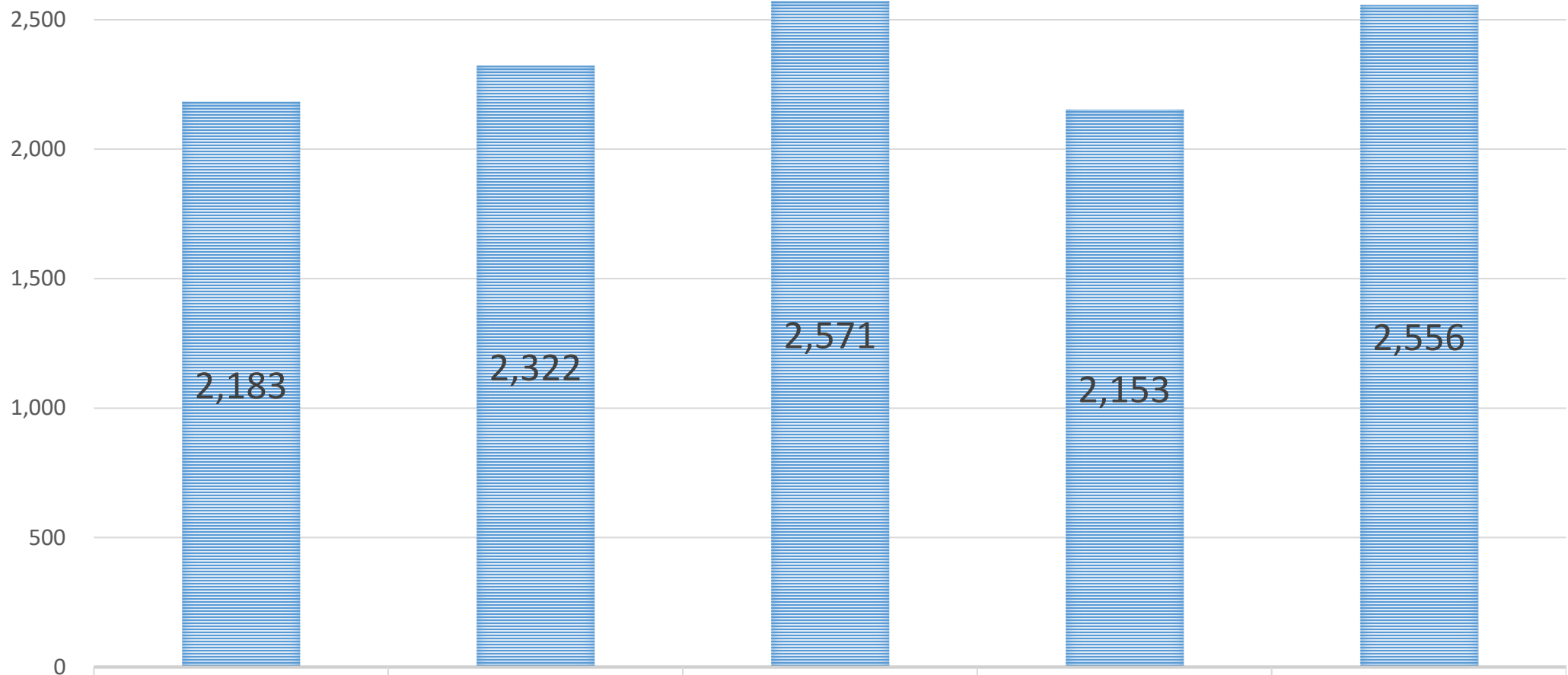


約7割が性犯罪被害者の支援

電話相談件数実績(かならいん)



相談件数の推移(過去5年)



■ 相談件数

令和3年度

2,183

令和4年度

2,322

令和5年度

2,571

令和6年度

2,153

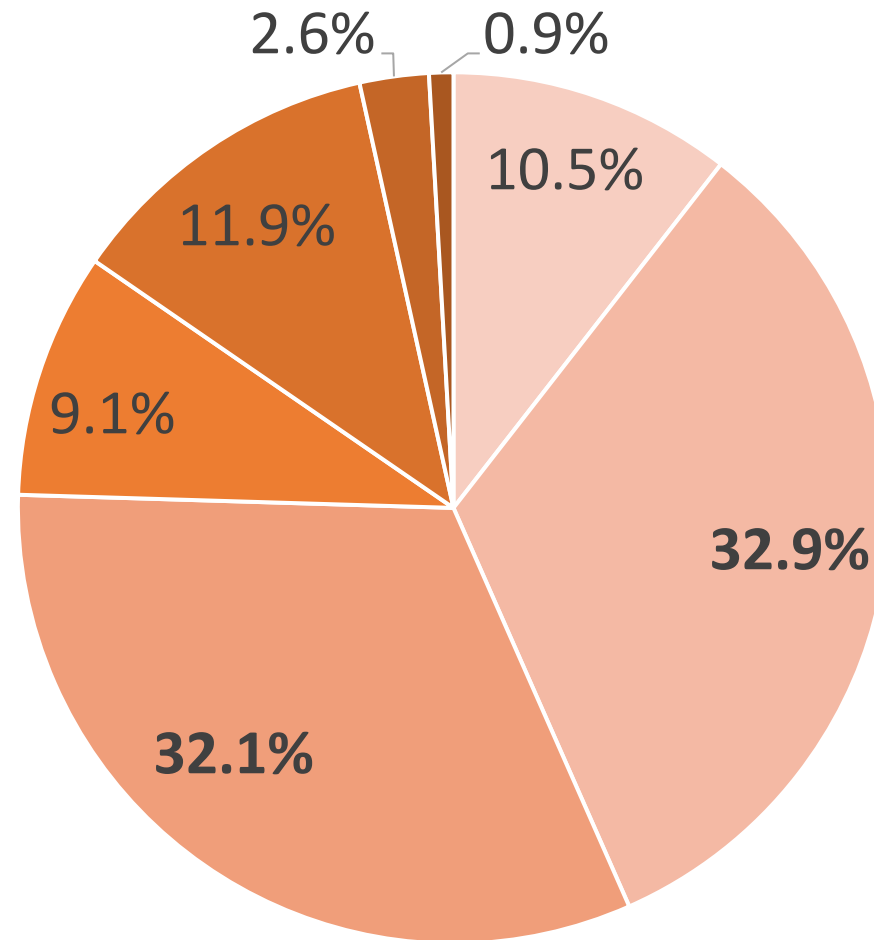
令和7年度

2,556

電話相談年代別割合(かならいん)



被害者の年代(令和7年度)



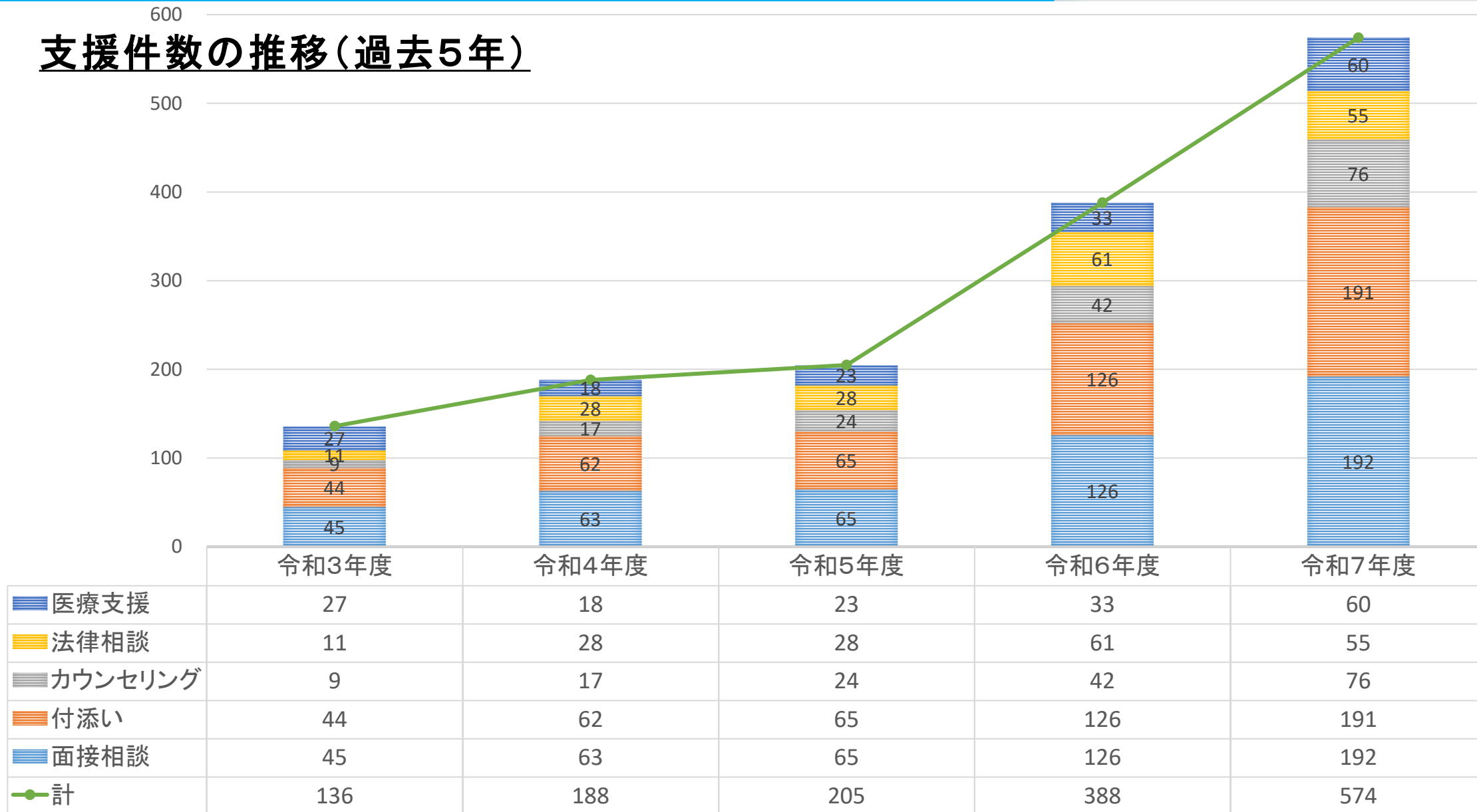
10代・20代の被害者が最も多い

- ～10歳
- 10歳代
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳～

支援件数実績(かならいん)



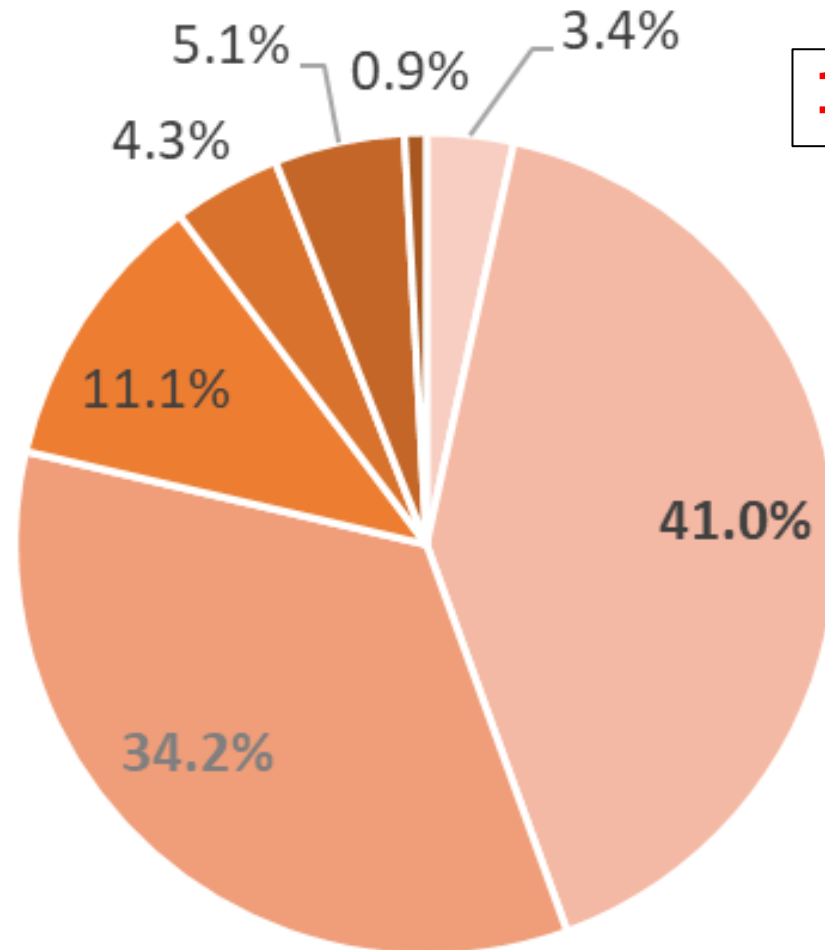
支援件数の推移(過去5年)



LINE相談年代別割合(かならいん)



被害者の年代(令和7年度)

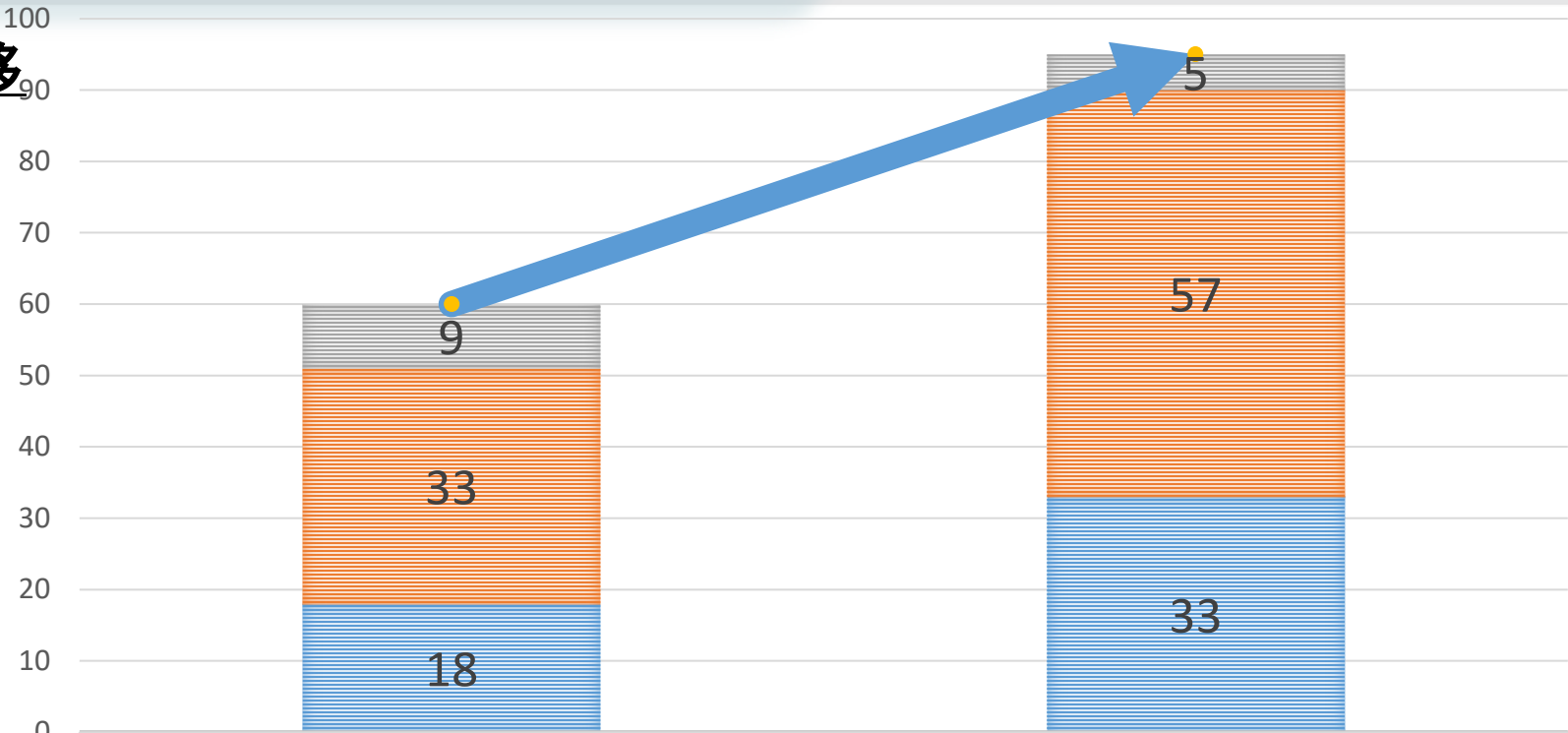


10代・20代の被害者が最も多い

- ～10歳
- 10歳代
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳～

犯罪被害者等見舞金(実績)

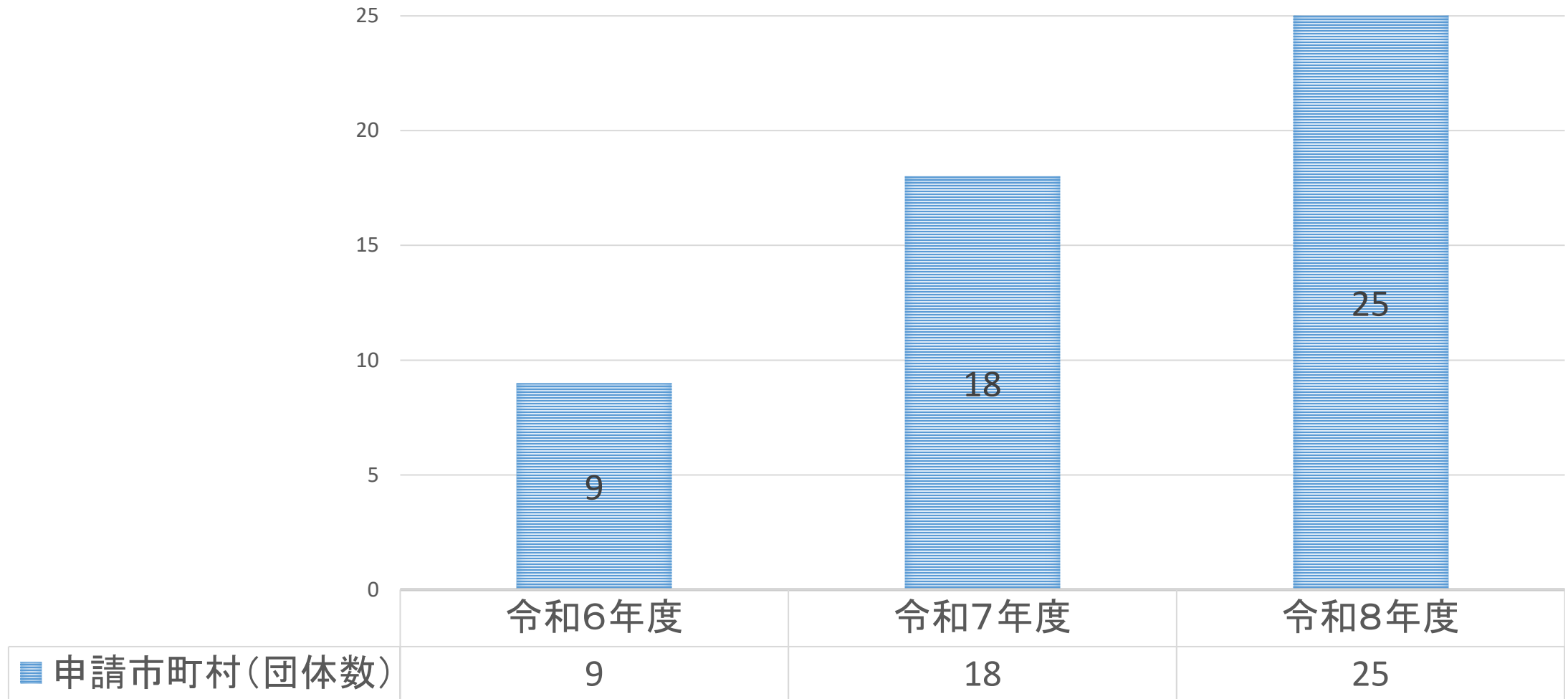
見舞金交付件数の推移



遺族見舞金 (70万円)	9	5
重症病見舞金 (40万円)	33	57
転居見舞金 (20万円)	18	33
計 (件)	60	95

市町村犯罪被害者等日常生活支援補助金(実績)

申請市町村数の推移



IV 今後の検討委員会スケジュール



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和8年度検討委員会スケジュール

内 容	時 期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援実施状況に対する県民意見募集 市町村関係機関あて意見照会		6/15～ 7/14									
第1回検討委員会（ハイブリッド） ・実施状況報告 ・県民意見募集等の結果					9/3						
中間検証結果報告書（案）作成					9月～ 11月中旬						
第2回検討委員会（書面） ・報告書（案）について							11月中旬～ 12月中旬				
中間検証結果報告書（案） ・座長と最終調整								12月中旬～ 2月中旬			
中間検証結果報告書（公開）										2月下旬 ～	